特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	物価高騰対応重点支援給付金給付事業の実施に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、物価高騰対応重点支援給付金給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金などの支給に関する事務					
②事務の概要	「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要領(令和5年11月29日付府地創第327号通知)」に基づく、物価高騰対応重点支援給付金支給事務を行っており、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ①支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 ②公金受取口座情報等の照会 【情報連携の概要】対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。					
③システムの名称	総合経済対策給付金システム、住民基本台帳ネットワーク、自治体中間サーバープラットフォーム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
物価高騰対応重点支援給付	- 金ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)7号					
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	健康福祉総務部健康福祉総務課臨時給付金担当					
②所属長の役職名	健康福祉総務部健康福祉総務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求					
請求先	廿日市市健康福祉総務部健康福祉総務課臨時給付金担当 廿日市市新宮一丁目13番1号 電話0829-30-3535(直通)					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	廿日市市健康福祉総務部健康福祉総務課臨時給付金担当 廿日市市新宮一丁目13番1号 電話0829-30-3535(直通)					
9. 規則第9条第2項の適	i用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 「重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 されている。	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目	1 2 3)基礎項目評価書及	
			101 7 100 / 1		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットリーク 	ン人ナムを通	した人子を除く。)		
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である)) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である)) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である)) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた提供を除	₹<。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である)) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である)) 課題が残されてい	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	1 2	<選択肢>)特に力を入れてい)十分である))課題が残されてい	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている [十分である] 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>					
判断の根拠	するe ラーニングによる情報連携に向けた研修を受講している。所属長が受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。以上のことから、十分であると判断した。					
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・	啓発 					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員全員が、デジタル改革推進課が実施するe ラーニングによる情報連携に向けた研修を受講している。所属長が受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。以上のことから、従業者に対する教育・啓発は十分であると判断した。					

変更箇所

炎 史 固 !	ולי				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年度更新
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年度更新
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	